

令和6年10月29日

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「小型移動式クレーン運転技能講習」 「玉掛け技能講習」 セット講習のご案内

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1 技能講習の日時

令和7年1月20（月）～24日（金） 受付 7時45分～ 開講 8時

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 技能講習の場所

(一社) 中部労働技能教習センター 長野会場

長野市松代町東寺尾字観音前北（柴地籍）2681-3 （電話：026-278-9255）

3 受講料等及び受講資格

受講資格	所要日数	学科時間	実技時間	受講料	教材費
小型移動式クレーンと玉掛けを併せて受講される方 (右記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、下段が玉掛け)	5日	13時間	7時間	59,400円	無料
		9時間	6時間		
① クレーン運転士免許、デリック運転士免許 又は揚貨装置運転士免許を有する者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ※上記①・②のいずれかに該当される方 (右記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、下段が玉掛け)	5日	10時間	6時間	57,200円	無料
		9時間	6時間		

※ 令和6年4月から変更になりました

※ 補習：30分につき 学科550円 実技1,650円

4 講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習（所要日数3日）

学 科	① 小型移動式クレーンに関する知識 ② 原動機及び電気に関する知識 ③ 運転のために必要な力学に関する知識 ④ 関係法令
実 技	① 小型移動式クレーンの運転 ② 運転のための合図

玉掛け技能講習（所要日数2日）

学 科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識 ② クレーン等の玉掛けの方法 ③ 関係法令
実 技	① クレーン等の玉掛け

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定員 15名

※コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時
着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し
上げます。

締切日 令和7年1月6日（月）

（ただし、定員になり次第締切。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる
ことがあります。）

6 受講申込及び受講料納入

受講申込は、「小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習セット講習受講申込書」に、
①写真1枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に名前明記）②受講料を添え、
長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町124（電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※ お振込みでも取り扱っています。

振込先： 八十二銀行 長野駅前支店 普通預金 386343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないで下さい。

7 助成金について

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：026-226-0866